

日本地球掘削科学コンソーシアム ICDP 部会規則

(部会の設置)

第1条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約（以下「規約」という。）第13条に基づき、日本地球掘削科学コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）にICDP部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 部会は、主として陸上掘削に係る科学的な検討・支援および研究基盤の構築、連携体制の推進を図り、国際陸上科学掘削計画（ICDP）プロジェクトをはじめとする我が国における陸上掘削科学の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 部会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。また、次の各号に定める事項以外の活動を行う場合は、理事会の承認を必要とする。

- (1) 陸上掘削に関するサイエンスプランの策定
- (2) 陸上掘削計画の立案と関連機関への実施提案
- (3) 日本発のICDPプロジェクトに向けた陸上科学掘削提案の育成・支援およびICDP等への推薦
- (4) ICDP科学諮問グループ（Scientific Advisory Group；SAG）及び執行委員会（Executive Committee；EC）の日本代表委員に関すること。
- (5) その他ICDPの国内での運営に関し部会が必要と認めた事項。
- (6) 掘削によって得られた試資料および情報の保管・活動体制の検討と提案
- (7) 掘削関連技術に関する情報の交換および掘削・計測技術の開発
- (8) 陸上掘削計画について産官学の情報・意見交換と連携体制の検討
- (9) 陸上掘削科学の啓発と研究成果の公開
- (10) 必要に応じて、目的達成に関連する事項を検討する委員会・専門部会等の設置を理事会に提言する。

(部会長)

第4条 規約第14条に基づき、部会に部会長1名を置く。

- 2 部会長の選任は、規約第15条に定めるところによる。
- 3 部会長の職務は、規約第18条に定めるところによる。

(部会長補佐)

第5条 部会に部会長補佐を1名以上置く。部会長補佐は、部会長の推薦に基づき、理事会で選任・解任する。

2 部会長補佐の任期は、選任時から部会長補佐を推薦した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。

3 部会長補佐は、部会長の業務を補佐し、部会長に事故のある場合及び部会長の要請がある場合には、その職務を代行する。

(執行委員会)

第6条 部会は、執行委員会で運営される。

執行委員会は部会長、部会長補佐および部会長が指名する若干名から構成され、理事会にかける原案作成や理事会での決定事項を執行する。

(執行委員会の開催)

第7条 執行委員会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。

2 執行委員会は、執行委員会構成員(部会長、部会長補佐及び執行委員)の過半数の出席をもって成立する。但し、ウェブ会議システム、テレビ会議システム又は電話会議システムを用いた遠隔からの出席を含む。

3 審議事項は、出席者と委任状(メールでも可)を加えた数の過半数をもって決する。

4 執行委員会は、議決に緊急を要する案件を審議する場合、執行委員会構成員全員の電子メールの交信により審議し、議決することができる。この場合、執行委員会構成員の過半数をもって決するものとする。

(会計担当者)

第8条 執行委員会のうちに会計担当者を置くことができる。

2 会計担当者は、部会長が推薦し、財務担当理事が承認する。

(部会事務局)

第9条 部会運営に関する事務は規約第5条第2項に基づく総合事務局が実施する。

(規則の変更)

第10条 本規則の変更については、部会執行委員会にて変更案を決定し、理事会および会員総会で承認されることにより、有効となる。

(細則)

第11条 理事会がその必要を認めた場合、部会の運営に必要な事項について別に定めることができる。

附則

(施行)

1 この規則は、平成16年4月4日より施行する。

附則

(施行)

1 この規則は、平成19年4月8日より施行する。

附則

(施行)

1 この規則は、平成22年4月4日より施行する。

附則

(施行)

1 この規則は、平成26年4月27日より施行する。

附則

(施行)

1 この規則は、令和元年5月26日より施行する。